

○東京藝術大学キュレーション教育研究センター規則

令和4年10月20日  
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第116条の規定に基づき、東京藝術大学キュレーション教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学における博物館学課程（学芸員資格）と連動し、キュレーション教育の一層の充実を図るとともに、全学の協力のもとに社会と繋がる文化芸術の新たな領域を創造するために、部局を横断した教育・研究プログラムや事業プログラム等を展開して、横断的で総合的なキュレーションができるグローバルな人材育成を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学横断的なキュレーション教育の編成に関すること
- (2) 全学横断的なキュレーション教育の実施に関すること
- (3) センター所管のキュレーション科目の新設に関すること
- (4) キュレーターが共創するプラットフォームの構築及び芸術領域を横断する表現の可能性の探求に関すること
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 各学部、映像研究科及び国際芸術創造研究科教授会構成員から、学部長又は研究科長が推薦する者 若干名
  - (4) 大学美術館の専任の教員（助教及び助手を除く。）から大学美術館長が推薦する者 若干名
  - (5) 演奏芸術センターの専任の教員（助教及び助手を除く。）から演奏芸術センター長が推薦する者 若干名
  - (6) コーディネーター
  - (7) その他センター長が必要と認めた者
- 2 前項第1号から第5号及び第7号に掲げる者の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 コーディネーターは、センター長の命を受けて、前条各号に掲げる業務の企画立案、実施及びその他関連機関との連絡調整を行うものとする。
- 4 コーディネーターは、特任教員をもって充てる。
- 5 特任教員の就業については、「東京藝術大学有期雇用職員就業規則」を適用するものとする。

(センター長)

第5条 センター長は、前条第3号から第5号に掲げる構成員の互選により選出する。

2 センター長はセンターの業務を総括する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が指名する教員をもって充てる。

(専門委員会)

第7条 センターに、専門の事項を調査・検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 センターの庶務は、千住校地事務センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和4年10月20日から施行し、令和4年8月1日より適用する。